

4 谷口雅史議員

- 1 新年度予算の特徴と取り組む課題について
- 2 地方創生の取り組みについて
- 3 危険家屋調査事業について



1 新年度予算の特徴と取り組む課題について

私は平成27年度、岩内町第1回定例会に、岩内町議会公明党を代表して質問をいたします。

新年度予算の特徴と取り組む課題について。

国会では、先に成立した2014年度補正予算に続き、2015年度予算案を一日も早く成立させ、本格的な経済再生に向け、スピード感を持って切れ目のない経済対策を推進し、デフレ脱却を成し遂げていかななくてはなりません。経済の好循環を地方、中小企業、家計にまで届けていけるかが問われています。

一方、アベノミクスに関連して、格差を指摘する声があり、経済全体を底上げしつつ、併せて、格差是正にも目を配ることも必要と思います。

2月16日に内閣が発表した、昨年10月から12月期のGDP速報値は、年率換算で実質2.2%増となり、昨年の4月の消費税引き上げ後、初めてプラス成長となりました。

一方で、景気回復の鍵を握る個人消費や、設備投資は小幅な伸びにとどまり、景気回復の勢いに力強さは見れないと指摘されています。

2015年度予算案は、経済再生や地方創生への取り組みを強化する内容になっており、経済の好循環を確かなものにできるかどうか、今年が正念場と言えます。

まずは、平成27年度予算により、景気の下支えが重要になります。また、雇用の拡大、所得上昇に繋がる、好循環の実現に取り組むことが必要と思います。

小さな1番としては、健全な財政運営。

町の財政運営については、町税、交付税、国・道からの補助金等を柱として経済運営がなされております。その中でも町税については、町の自主財源として最も重要であります。決算書を見ると、毎年多くの税が不納欠損されており、その分、町税が確保されないという状況であるものと思われま。

こうした大事な自主財源が確保されていない状況は、財源運営を進める上で、健全な財源運営とは言えない状況であり、また、納税者にとっては不公平感があるものと思われま。

税の担当者は、収納率の向上のため、努力されていることは十分に承知するところではありますが、その成果は決して満足できるものとはなっていないのが実

情と考えます。

こうした問題は、岩内町だけの問題ではなく、他の自治体においても同様であると思われませんが、中でも収納率の向上に成果を挙げている自治体も当然あるものと思われしますので、そうした自治体を研修するなど、職員の研修の充実を図るべきと考えますが、町長のご見解をお願い致します。特に、固定資産税の不納欠損が際立っていますが、どのような徴収方法をとられているのかお伺いいたします。

町長自ら岩内町の経済状況の厳しさを認識されているものと思われませんが、こうした厳しい経済状況を少しでも好転させるための施策として、新年度においては、どのような事業があるのかお伺いいたします。

2、新庁舎等の建設。

本年度より新庁舎での業務がスタートいたします。

新庁舎では、施設整備のコンセプト、いわゆる基本的な考え方として、

- ①誰もが利用しやすい庁舎
- ②防災拠点としての役割を果たす庁舎
- ③機能性・効率性を重視する庁舎
- ④省資源・省エネルギー対策など環境に配慮する庁舎

新庁舎の持つ機能を最大限に活用して、職員一丸となって住民サービスに努めてまいりますとあります。

庁舎も新しくなり、そこに勤務している職員の皆さんの、町民の皆さんに対する接客対応マナーの向上も大切と思います。

私自身、町民の皆さんより、職員が挨拶しないなどといったご意見を伺います。そこでお伺いいたします。

職員のマナー講座など、職員全体での研修会のお考えはありますか。

小さな3としましては、協働への情報の公開と共有化。

町づくりのテーマである、協働のまちづくりが提唱され、町民の皆様を受け入れられ、徐々にではありますが浸透されてきたものと思われませんが、さらに進めるためには、情報の共有化が必要不可欠であります。

こうした考えのもと、町では、政策の立案や計画決定にあたっては、今後もパブリックコメントや住民説明会などを通じ、広く町民の皆様のご意見を伺いながら、事業を進めるように配慮してまいりますとしておりますが、これまでどのような事業においてパブリックコメントや住民説明会の開催を行ってきたのか、お伺いをいたします。

また、その周知方法についてもお聞きいたします。

このようなパブリックコメントや住民説明会を開催にあたっては、町内会、自治会、関係団体などの単位で開催し、多くの町民の皆様の参加を促すべきと思いますがいかがですか。

小さな4、商工業振興・労働対策。

国の2014年度補正予算に盛りこまれた、地域消費喚起・生活支援型の交付金を活用したプレミアム付き商品券の発行事業が、公明党の強い主張で実現したところあります。

本年、町内での消費喚起を目指して岩内商工会議所が主体となって実施する、プレミアム商品券発行事業に支援する発表がありました。地域の商店などで、お得に買い物ができる、各商店から期待が高まっています。

そこでお伺いいたします。

- ①プレミアム率はどのくらいか
- ②ひとりの購入金額の上限は
- ③買い物ができる商店は
- ④実施予定日は
- ⑤効果は実証済みと思われませんが、経済効果の試算は

【答 弁】
町 長：

新年度予算の特徴と取り組む課題について、4項目のご質問であります。

1項めは、健全な財政運営についてであります。

これまでも、徴収担当職員の資質の向上、並びに滞納整理の質を高めることも目的として、毎年、後志税務連絡協議会開催の収納率向上対策研修会や、後志総合振興局主催による、滞納整理研修会に職員が参加し、管内の市町村が抱える課題や取り組みについて、学んでいるところであります。

また、平成23年度からは、日高町で開催される東京都の滞納整理専門の職員による2日間の滞納整理セミナーに、職員2名が参加し、更に昨年9月には、千葉県各市町村職員中央研修所で開催された、2週間の徴収事務専門研修に職員1名が参加し、研修課程を履修しております。

両研修の内容としては、滞納額の解消に向けた専門知識を始めとして、滞納整理や滞納処分に係わる根拠法令の取得、模擬での家宅搜索、差押え現場の体験など、緊張感のある大変有意義な研修となっております。

町税の収納率の向上は、町の大切な自主財源を確保するとともに、納期内に納税されている皆様の信頼を得られることに繋がることから、今後も、様々な研修に職員を積極的に参加させるよう務めてまいります。

固定資産税の不納欠損については、その多くが事業所の倒産や個人事業主の廃業、並びに生活の困窮に起因するものでありますが、ご質問の徴収方法につきましては、滞納者の実情を把握するため、臨戸訪問により納税折衝を重ねたのち、分割による納付を促し、事情により窓口納付ができない方には、訪問徴収を行い、更に日中不在である方には、夜間に訪問し、徴収しております。

また、担税力があるにもかかわらず、納税折衝に応じないなどの悪質滞納者については、預金調査、給与照会を行い、預金や給与の差押えを行っております。

次に、厳しい経済情勢を少しでも好転させる施策については、町政執行方針に柱のひとつとして掲げました、活力ある産業基盤づくりのため、実施する主な事業として、漁業振興対策では、後志南部地域にしん資源対策事業や、本年度より実施する、なまこ種苗生産試験事業、農林業振興対策では、多面的機能支払交付金事業、商工業振興・労働対策では、あきんど市支援などの商店街活性化支援事業費補助事業や、プレミアム商品券発行事業への支援、岩内海産商協同組合凍結設備等改修費補助事業、地域産業活性化対策では、地場産業サポートセンターで行う、食品製造業基盤強化事業、観光振興対策では、いわない怒涛まつり事業費補助事業の増額や、道の駅の機能充実、その他として、再生可能エネルギー導入調査事業などであります。

2項めは、新庁舎の建設に伴う職員のマナー講座など職員全体での研修等の考えについてであります。

職員に対する研修については、毎年、町民の方々に身近な行政サービスの提供、多様化する行政課題に対応するため、岩内町職員研修計画に基づき、政策形成能力向上や、住民満足度を高めるため、種々の研修機会を設けているところであります。この中では、接遇・接客研修についても、専門講師を招いて、係長職以下を対象とした接遇研修や、新人職員に対するビジネス研修などを実施しております。

なお、平成27年度は、窓口職員を対象としたマナー研修や現場研修を実施する予定となっております。

更に庁舎移転に合わせ、新庁舎の持つ機能を最大限に活用して、職員一丸となった住民サービスに努めるため、昨年2月に、岩内町行政事務改善委員会を設置し、窓口業務の集約化、来庁者の案内、プライバシーの保護など、新庁舎における事務改善の種々検討を進めてきており、全職員がホスピタリティの向上、声かけの徹底などの実践に向け、意識統一を図っているところでもあります。

いずれにいたしましても、これらの研修等で培ったスキルを活かし、新たな気持ちで、より一層質の高い住民サービスの提供に、職員一同取り組んで参りたいと考えております。

3項めは、協働への情報の公開と共有化についてであります。

まず、パブリックコメントや住民説明会に関するこれまでの主な実施状況といたしましては、新たな岩内町総合計画策定にあたり、平成19年8月24日から9月30日の期間において、住民意識調査を実施し、のべ664名の方から回答を頂いております。

また、平成20年4月17日から5月27日の期間において、町づくり町民懇話会を10回開催し、のべ156名の参加を頂いております。

更に、平成20年9月1日から9月30日の期間において、パブリックコメントを実施し、のべ30件のご意見が寄せられたところでもあります。

次に、家庭ゴミの有料化に関する住民説明会では平成20年2月3日から、4月20日の期間において、地域別説明会を23回開催した他、平成19年10月18日から平成20年6月11日の期間において、町内会・自治会等、住民説明会を91回開催しており、のべ3,143名の参加を頂いております。

次に、岩内町役場庁舎等建設基本構想・基本計画の策定時には、平成22年6月6日から10月16日の期間において、町民懇談会を6回開催した他、平成23年6月2日から平成24年2月5日の期間において、町民説明会を3回開催しており、のべ149名の参加を頂いております。

更に、平成22年6月1日から6月30日の期間と、平成22年11月8日から11月22日の期間において、パブリックコメントを実施しており、併せて7件のご意見が寄せられたところでもあります。

次に、岩内町立小学校の統廃合問題では、平成22年12月1日から12月30日の期間において、岩内町立小中学校適正配置に係る、パブリックコメント及び、町民懇談会を実施し、それぞれ17件のご意見と23名の参加を頂いております。

また、平成24年1月24日・25日の両日に、岩内町立小学校統廃合町民懇談会を開催し、のべ14名の参加を頂いた他、平成24年2月10日から2月29日と4月2日から4月20日の期間において、パブリックコメントを実施し、併せて13件のご意見を頂いております。

更に、これに関連して、平成25年6月23日・25日には、岩内中央小学校の活用に関する町民懇談会を開催し、のべ23名の参加を頂いているところでもあります。

直近では、平成26年11月25日と29日に原子力防災及び一般防災に関する町内会・自治会向け説明会を開催し、のべ37名の参加を頂いております。

ます。

また、平成26年9月24日と平成27年1月20日に、岩内町都市計画マスタープランに関する住民懇談会及び、住民説明会を開催し、それぞれ7名の参加を頂いた他、3月6日から3月20日の期間において、パブリックコメントを実施し、町民の皆様からの意見募集を実施しているところであります。

その他にも、地域公共交通に関する取り組み状況をお伝えするための、町内会・自治会向けの意見交換会の募集を、広報いわない11月号と3月号でご案内しております。

これらの周知方法につきましては、先に述べましたとおり、広報いわないや防災行政無線の他、町内会・自治会・関係団体へのご案内を通じ、広く町民の皆様に参加して頂けるよう、努めているところであります。

4項めは、商工業振興・労働対策に係るプレミアム商品券発行事業についてであります。

プレミアム商品券発行事業については、地域の消費喚起及び、商店街の振興、更には役場庁舎落成記念事業として、国の地域住民生活等緊急支援交付金地域消費喚起・生活支援型を活用し、実施しようとするもので、現在国に対し、交付に関する所要の事務を取り進めているところであり、準備が整い次第今定例会において、補正予算として、追加提案したいと考えております。

また、発行事業に関する具体的な内容につきましては、実施主体となる、岩内商工会議所との詳細な調整が残っておりますので、現時点での方向性と、お断りを申し上げたうえでお答えいたします。

はじめに、プレミアム率についてであります。

プレミアム率につきましては、国の交付金の他、北海道の上乗せ分を合わせ、プレミアム率を30%として、1万3,000セットの発行を予定しているとのことであります。

次に、一人の購入金額の上限についてであります。

購入の上限につきましては、発行枚数を考慮しながら、今後決定される予定となっております。

次に、買い物ができる商店についてであります。買い物ができる商店につきましては、商工会議所において、町内の商店などを対象に、参加募集を行う予定となっており、参加意向の状況や地域の消費喚起という、今回の事業趣旨、更には、消費者の利便性を考慮しながら、決定されるものと考えております。

次に、実施予定日についてであります。

実施予定日につきましては、交付金の趣旨を踏まえ、なるべく早期に実施するようとの国からの助言や、新庁舎のオープン時期とも合わせた中で実施したいと考えており、5月末までには発行されるよう、商工会議所と協議してまいります。

次に、経済効果の試算についてであります。

経済効果につきましては、1万円で1万3,000円分の商品券を、1万3,000セット販売する予定とのことでありますので、商品券が全て使用されたと想定した場合、商品券だけでも1億6,900万円もの経済効果が創出されることとなります。

町といたしましては、プレミアム商品券の発行事業に合わせ、各参加店においても工夫を凝らしながら、営業努力をして頂くことで、商品券のご利用のみにとどまることなく、更なる経済効果が創出されることを期待しております。

2 地方創生の取り組みについて

地方創生の取り組みについて、ご質問いたします。

2008年度に始まった人口減少は、地方だけの問題ではなく、やがて都市機能にも重大な影響を及ぼすと指摘されています。今こそ官民挙げて真正面から立ち向かわなければ、危機的な状況に墜ちることは明らかなです。

そこで政府は、人口減少に歯止めをかけ、地方の活性化を推進する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと5ヵ年計画の総合戦略を策定しました。

そこで示された施策を進めていく上で大切なのは地域が責任をもって、自ら知恵を絞り、実情に応じた戦略を立て実行することです。地域住民の知恵と発想を柔軟的に展開できる、仕組みづくりが必要と思います。

全国各地で意欲的取組の好例な施策が取り沙汰されており、まさに知恵は現場にありと言えらると思います。わが町でも地域の特色を生かした新しい視点での施策のお考えはあるのでしょうか。そこでお伺いいたします。

①地方創生の取り組みについての町長の所見は

②各部署での施策・戦略策定などお知らせください。

【答 弁】
町 長：

地方創生の取り組みについての、2項目のご質問であります。

1項めは、地方創生の取り組みについての所見であります。

我が国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、各地域で住みよい環境の確保、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが重要な課題となっていることから、昨年11月、まち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の姿を示す、長期ビジョンと目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたところであります。

この法律では、都道府県・市町村においても、各地域の人口の将来展望を提示した、地方人口ビジョンと、このビジョンを踏まえた地方創生のための目標、基本的方向、計画的に実施するために必要な事項を定めた、地方版総合戦略の策定が、努力義務として規定されております。

当町においても、少子高齢化、人口減少といった社会問題は申告な問題と認識しており、地域が保有する資源を活用し、雇用の確保による安定した収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療・教育環境の充実などが必要であると考えております。

このため、法の趣旨を踏まえながら、産業界・行政機関・教育機関・地域住民など、幅広い方々の参画を頂きながら、町の実情に合った戦略の策定など地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

2項めは、町における各施策と地方版総合戦略についてであります。

町の総合戦略の策定はこれからとなりますが、こうした地方の取り組みを国が後押しする形で、平成26年度の補正予算として、地域消費喚起・生活支援型の交付金と地方創生先行型の交付金が成立したところであります。

町としても国の補正予算を活用し、プレミアム商品券発行事業、総合戦略の策定事業や少子化対策事業、深層水活用促進事業など、7事業を先行的に実施したいと考えており、これらに要する経費につきましては、今定例会で補正予算として、追加提案させて頂きたいと考えております。

3 危険家屋調査事業について

危険家屋調査事業についてであります。

岩内町も人口減少に伴い、空き家屋が目立つ町内に変ってきました。中には建物自体朽ちて様相を判別できないものもあります。

また、空き家の中には、堅牢でリフォームすればまだまだ住めそうな家屋もあります。

危険な空き家については、担当所管にて把握されているようですが、危険な度合いや隣家、前面道路などの影響は差があるようです。

まず、空き家について、どのような調査を考えているのかお示してください。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、今後どのような体制で対策を検討されるのかお答えください。

以上であります。

【答 弁】
町 長：

危険家屋調査事業について、2項目のご質問であります。

1項めは、空き家についてどのような調査を考えているのかについてであります。

人口減少等により、増加傾向にある空き家については、修繕により住民が可能な空き家と、老朽化による外壁材の飛散等により、周辺環境に影響を及ぼすまたはその可能性が高い危険家屋に分けて対応しているところであります。

このうち危険家屋については、町民からの通報や相談が、年々増加傾向にあり、現在の対応としては防災担当が窓口となり、通報等を受けた後、対象建物の状況把握、戸籍調査等による所有者の特定、建築基準法に準じた除却等の対応依頼について、建築担当と連携し行っております。

しかしながら所有者の特定については、死亡や居所不明などにより、調査に多大な時間がかかることまた、建物に法的な制限がなされているケースも多い状況にあることから、対応に苦慮しているところであります。

こうしたことから、台風や暴風時には、町民の生命・財産を守る観点からも、迅速な対応が求められることから、あらかじめ町内にある危険家屋の状況把握を目的とした、実態調査を行うべきと判断し、平成27年度予算に調査事業を計上したところであります。

具体的な内容としては、臨時職員による町内の危険家屋の状況把握調査、その所有者・相続人との特定調査、対象箇所の図面化及び台帳化を図ろうとするものであります。

今後この調査の進捗により、倒壊や外壁材の飛散などが危惧される危険家屋の実態を把握することができることから、より迅速な対応が可能になることまた、その所有者・相続人等に対し、あらかじめ適正な管理を要請することで、危険家屋の増加を抑制する一助になるものと考えております。

2項めは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、今後どのような体制で対策を検討していくのかについてであります。

町ではこれまでも、空き家等は個人の財産であることから、所有者などが適正に管理処分するべきであるとの考えを基本として、事案の解決に向け取り組んでおり、これにより一定の成果を上げているところであります。

こうした中、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、本年2月26日に施行され、同日付けで基本指針が提示されたところであります。

基本指針の考え方といたしましては、空き家等の所有者などは、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者などが自らの責任により、的確に対応することを前提としながら、所有者などが経済的な事情等から、管理責任を全うしない場合においても、各市町村が地域の実情に応じて、地域活性化などの観点から有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については、住宅用地に係る固定資産税等に関する特例措置の対象から、除外するなど、所要の措置を講ずるとしてあります。

また市町村長には、立ち入り調査や、固定資産税等の課税目的で保有する情報の利用及び、関係する地方公共団体の長やその他の者に対して、必要な情報提供を求めることができるなど、強力な権限が与えられており、更に本年5月頃には、市町村長の立ち入り調査や、周辺的生活環境に悪影響を及ぼ

す空き家等に対する、指導・勧告・命令などの規定が施行される予定であるとの情報も得ております。

こうしたことから、今後の空き家等の対策に関する町の体制といたしましては、防災担当と建築担当を中心としながら、空き家等がもたらす多岐に渡る問題を解決するため、税務・衛生・消防などの関係部局とも連携して、本町の実情に即した、空き家の適正管理に関する計画等の制定について、検討してまいりたいと考えております。

以上です。